

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年1月15日

担当課・室の長殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

行政書士 鈴木隆広

住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町 3573-2-301

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

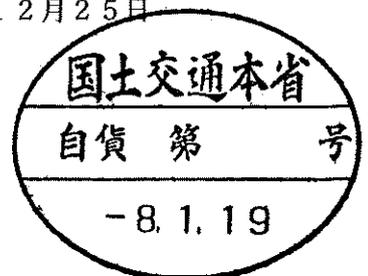
貨物自動車運送事業法第8条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

一般貨物自動車運送事業者Aの横浜市内の営業所と車庫を承継して一般貨物自動車運送事業者である当社Bの営業所とする予定です。その承継日が令和9年1月1日です。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

本申請はAの営業所・休憩施設・車庫廃止認可申請とBの営業所・休憩施設・車庫新設認可申請を同時にすることにし、同じ輸送施設を使っているので同日の認可を受けることとなります。本来であればAの廃止が令和8年12月31日午後12時（夜中の0時）に認可され、Bの新設認可が令和9年1月1日午前0時に認可されれば中断なく認可状態が承継されますが、その時間は役所の開庁時間でないですし、そもそも12月31日も1月1日も役所はやっていません。そうすると令和8年12月25日もしくは令和9年1月4日に認可となるわけですが、いずれにしても理想の日時の認可とはなりません。令和8年12月25日に両方が認可されたとしたら、令和8年12月25日



の認可時から令和8年12月31日午後0時(夜中の0時)まではAとして営業するわけですが、Aの営業所としてはすでに廃止の認可が下りてしまっているのでAとして無認可営業となるのではいかと危惧しています(見解①)が、廃止の認可はその日以降に有効になるという解釈ができるのであれば12月25日に廃止認可となったがその実行日は令和9年1月1日とできるのであれば合法(見解②)となります。逆に令和9年1月4日の認可となるならば、これは令和9年1月1日~同年1月3日(正確には1月4日の認可まで)はBは認可を受けていないのでBが無認可状態での営業となる(見解③)と考えます。同じ認可でも合併認可申請等はその終了届という手続きが存在しているので、合併認可から実際の終了までその認可状態が共存すると考えていますが、今回はそうではないので法令の構造としてどうなのかと疑問を感じています。以上、見解①、②、③についてそれぞれ回答をいただき、このケースで無認可の状態が無いようにするのは何年何月何日に認可を下ろしてもらえばよいのでしょうか。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

とくにありません

5. 連絡先

電話 045-932-3722 (平日午前のみ)

メール [suzuki@unsapo.com](mailto:suzuki@unsapo.com)